

⑪ 事業系ごみは自己処理が原則です

事務所、店舗などの事業所から出たごみは、「事業系ごみ」として、事業者の責任で適正に処理することが法律により義務づけられています（廃棄物の処理および清掃に関する法律 第3条第1項）。

事業活動に伴って出るごみは、「質」や「量」にかかわらず「事業系ごみ」となりますので、「家庭ごみ」とは異なり市では収集しません。しかしながら、「家庭ごみ」の集積所に「事業系ごみ」を出されている事業所・店舗が見受けられます。

「事業系ごみ」は自らごみ処理施設等に持ち込むか、または収集運搬の許可業者に委託して処理することになりますので、ご協力をお願いします。

なお、住宅と併設されている事業所（住まいと事業所が一緒）については、家庭から出るごみは「家庭ごみ」として、事業活動から出るごみは「事業系ごみ」としての処理をお願いします。

問 環境保全課（内線 127）

⑫ エコフロンティアかさま監視委員会を開催します

委員会は傍聴することができますので、電話でお申し込みください。

日時 11月28日（木）午後2時～ 傍聴受付：午前9時まで

場所 エコフロンティアかさま 管理棟2階 多目的会議室（笠間市福田 165-1）

- 内容 (1) 前回会議録の確認
 (2) 監視活動および意見交換等
 ・ 搬入車両等対策
 (3) 今後の監視活動計画(案)

申・問 環境保全課（内線 127）

⑬ 農業用廃プラスチックの回収には手続きが必要です

回収を希望する方は、事前に廃棄事業者としての登録等、事務手続きを行う必要がありますので、登録期間内に印鑑を持参のうえ、手続きをお願いします。

【登録】

場所 農政課

持ち物 印鑑

年間登録料 1戸あたり1,000円（登録有効期間：令和2年3月31日まで）

登録期限 11月29日（金）

【回収】

日時		場所
12月6日（金）	午前9時30分～正午	JA常陸笠間営農経済センター（笠間市飯合 146）
12月20日（金）		JA常陸友部花卉センター（笠間市湯崎 1231-1）

回収できる農ビ 統一マーク農ビのプリントがされているもの

回収できる農ポリ 被覆用ポリフィルム、マルチフィルム、園芸用ポット、園芸用育苗トレイ、水稻育苗箱、肥料袋など

回収費 農業用ビニールフィルム：1キログラムあたり9.7円

農業用ポリエチレンフィルム：1キログラムあたり31.4円

※回収費は変更となる場合があります。

※排出した農業用ビニール、農業用ポリエチレンの重量を測定し、排出した量に応じて、登録料と併せて後日請求します。

申・問 農政課（内線 528）